

## 京都美山 素日 宿泊規約

### 本約款の適用

#### 第1条

当施設の締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとします。

当施設は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じた時はその特約が優先するものとします。

### 宿泊予約のお申込み

#### 第2条

当施設に宿泊予約のお申込みをなさる方は、次の事項を当施設にお申し出いただきます。

- (1)宿泊者名
- (2)宿泊日及び到着予定時刻
- (3)申込み者名及びその連絡先、および宿泊料金の支払い者名及びその連絡先
- (4)その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設に予約がなかった場合のみ、その申し出がなされ当施設が申込みを承諾し、宿泊料金の前払いいただいた時に新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理いたします。

### 予約金のお支払い

#### 第3条

前条の宿泊予約のお申込みをなさる方は、お申込み日の翌日から起算して7日以内に、当施設が指定する予約金を当施設が指定する方法にてお支払いただきます。

2 予約金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第7条及び第19条の規定を適用する事態が生じた時は、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

### 宿泊契約の成立等

#### 第4条

宿泊契約は、当施設が前条の予約金のお支払いを確認したときをもって、成立するものとします。なお、宿泊契約の成立の順位は、第2条に定める宿泊予約の受付の順位によるものとします。

2 予約金を第3条第1項に定める期日までにお支払いいただけない場合、当施設は、宿泊予約はなかったものとして取り扱います。

3 宿泊契約が成立した場合、その後の宿泊日の変更には応じかねます。なお、宿泊客の都合により宿泊日を変更する場合には、第7条に定める宿泊契約の解除に則り、一度宿泊契約を解除したうえで、新たに宿泊予約のお申込みをしていただきます。

### 予約金の支払いを要しないこととする特約

#### 第5条

第3条の規定にかかわらず、当施設は、予約金の支払いを要しないこととする特約に応じことがあります。

### 宿泊契約締結の拒否

#### 第6条

当施設は次の場合には、宿泊の契約締結をお断りすることがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(6) 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(8) 宿泊しようとする者が、泥酔者で近隣に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき、宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(9) 危険物(ストーブ等の火器、石油類、銃刀類)及び人体に有害な物品を持ち込むとき。

(10) 日本語または英語での意思疎通が著しく困難で、緊急時の安全確保や施設利用説明ができない場合

(11) 当宿の宿泊規約やハウスマナーを理解・同意いただけない場合

- (12)事前に必要書類（パスポートコピー、住所確認書類等）をご提出いただけない場合
- (13)騒音・無断立入・ごみの放置など、他のお客様や近隣住民に迷惑を及ぼす恐れがある場合
- (14)宿泊の目的が適切でないと当宿が判断した場合
- (15)京都府旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (16)過去に第10条の適用を受けた者であるとき。

### **宿泊客の契約解除権**

#### **第7条**

宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当施設は、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部または一部（事前に予約した食事、食材、サービス、物品購入を含む）を解除した場合（第3条第1項の規定により当施設が予約金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊予約を取り消したときを除きます）次に掲げるところにより違約金を申し受けます。

(ア) 違約金申し受け規定として宿泊日当日に解除した場合は、一棟貸し切り基本料金・および追加お一人につき宿泊料金の100%、前日及び2日前に解除した場合70%、7日前から3日前までは50%、14日前から8日前までは30%とします。但し、特定のプランについて先と異なるキャンセル料が設定されている場合には、プランで設定されているキャンセル料が優先されます。

(イ) 当施設は、宿泊者が連絡をしないで、宿泊日の午後6時になっても到着しないとき又は、到着予定時刻を2時間以上過ぎて連絡のない時は、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(ウ) 予約日数が短縮等した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分（初日）を基準に違約金比率で收受いたします。

(エ) 前項の規定により、解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが、列車、航空機等、公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることが証明されたときは、第1項の違約金はいたしません。ただし、宿泊者より連絡があった場合に限ります。

### **違約金**

14日前～8日前：宿泊料金の30%

7日前～3日前：宿泊料金の50%

2日前～前日：宿泊料金の70%

当日・無断キャンセル：宿泊料金の100%

## **宿泊の登録**

### **第8条**

宿泊客には、宿泊日当日、当施設にて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、生年月日、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国情地及び入国情年月日、前後泊がある場合は前後泊地
- (3) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、前号の定めに加え、旅券の写し
- (4) 出発日及び出発予定期刻
- (5) 同伴者の氏名
- (6) その他当施設が必要と認める事項

2 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、パスポートの提示並びにコピー等をさせていただきます。

## **客室の使用時間**

### **第9条**

宿泊者が当施設に入館いただける時刻(チェックインタイム)は15時から17時までの間とします。17時以降のチェックインについては別途追加料金を申し受けます。当施設より退館いただく時刻(チェックアウトタイム)は14時迄とします。

当施設は、可能な場合に限り、前項に定める時間外の施設および敷地内の使用に応じることがあります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。

- (1) 入室時間の繰り上げ料金(アーリーチェックイン)

13時より15時まで 1時間毎に7,700円

- (2) 入室時間の夜間対応料金(例とチェックイン)

17時より22時までの夜間チェックイン対応 11,000円

- (3) 退室時間の延長料金(レイトチェックアウト)

14時より17時まで 30分ごとに3,300円

17時を越える場合はご一泊料金となります

連泊(2日以上)連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き終日使用することが出来ます。

## **当施設の契約解除権**

### **第10条**

当施設は、次に掲げる場合においては、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合は、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 第6条第3号から第16号までのいずれかに該当することになったとき
- (2) 宿泊者以外のものを客室内に入れたとき
- (3) 決められた場所以外での喫煙、寝室等での寝たばこ、その他当施設が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
- (4) 第7条の宿泊の登録事項、申し出事項に虚偽が発覚したとき

## **用規則の遵守**

### **第11条**

宿泊者は、当施設内においては、当施設が定めた「利用規則」に従っていただきます。

## **料金の支払**

### **第12条**

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

前項の宿泊料金等の支払いは、現金又は当施設が認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求した時に行っていただきます。

当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## **当施設の責任**

### **第13条**

当施設は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

## **契約した内容の提供ができない場合の取り扱い**

### **第14条**

施設は、契約した内容を提供できない時は、宿泊者の了解を得てできる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

## **寄託物等の取扱い**

### **第15条**

当施設では寄託物等の取り扱いは行っておりません。宿泊者が当施設内にお持込みになつた物品又は現金並びに、貴重品に関しては滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

## **宿泊客の手荷物又は携帯品の保管**

### **第16条**

宿泊者手荷物等を除き貴重品の、宿泊に先立つての受け取り、保管はできません。宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品（金庫内含）が当施設に置き忘れられていた場合は、発見日を含めて7日間当施設にて保管し、その後貴重品については最寄の警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。

## **駐車の責任**

### **第17条**

当施設には宿泊者用の無料駐車場がございますが、場所をお貸しするものであって、当施設は、車両の管理責任は負いかねます。

## **免責事項**

### **第18条**

当施設内にてコンピューター等の通信機器をご利用になるにあたつては、宿泊者ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター等の通信機器の利用時にシステム障害、その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用客がいかなる損害を受けた場合も、当施設は一切の責任を負いません。

## **宿泊者の責任**

### **第19条**

宿泊者の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊者は当施設にし、その損害を賠償していただく場合がございます。

（1）宿泊者が当施設の掲示した利用規則に従わない為に発生した事故に関して、当施設はその責任を負いません。

（2）お客様の故意、過失による備品等の破損や汚損などがあった場合、必ずその旨をご申告くださいますようお願い申し上げます。ご申告がなく退室された場合、修理費または同品購入にかかる費用の全額を申し受けます。ご申告があった場合、可能な限り設備什器

保険を適用致します。

(3) 宿泊者が泥酔等で嘔吐し寝具及び施設内を汚し、客室を使用不能にした場合や、通常の使用でない乱暴な扱いにより客室内の器物破損が生じた場合などは、清掃費および修理する期間において営業ができなくなるときに発生する営業補償料も含めた損害金を請求させていただきます。

### **管轄及び準拠法**

#### **第20条**

約款に関して生じる一切の紛争については、当施設の所在地を管轄する京都地方裁判所、京都簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

### **別紙1**

#### **宿泊者が支払うべき総額**

- 1) 宿泊料金：基本料金（室料）追加料金（オプション）追加人数分料金（リネン）
- 2) その他：食材、オプション、サービスを購入した代金
- 3) 税金：消費税